



海老名市告示第 203 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を変更する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 9 月 18 日から 2 週間一般の縦覧に供する（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）。

令和 8 年 9 月 17 日

海老名市長 内 野



区域変更調書

図No.	道路の 種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員	
					変更前 (m)	変更後 (m)
1	3	海老名市道 595 号線	門沢橋二丁目741 地先	21.00	5.20	8.00
			〃		〃	〃
			門沢橋二丁目664-2 地先		15.97	15.97

(道路の種類)

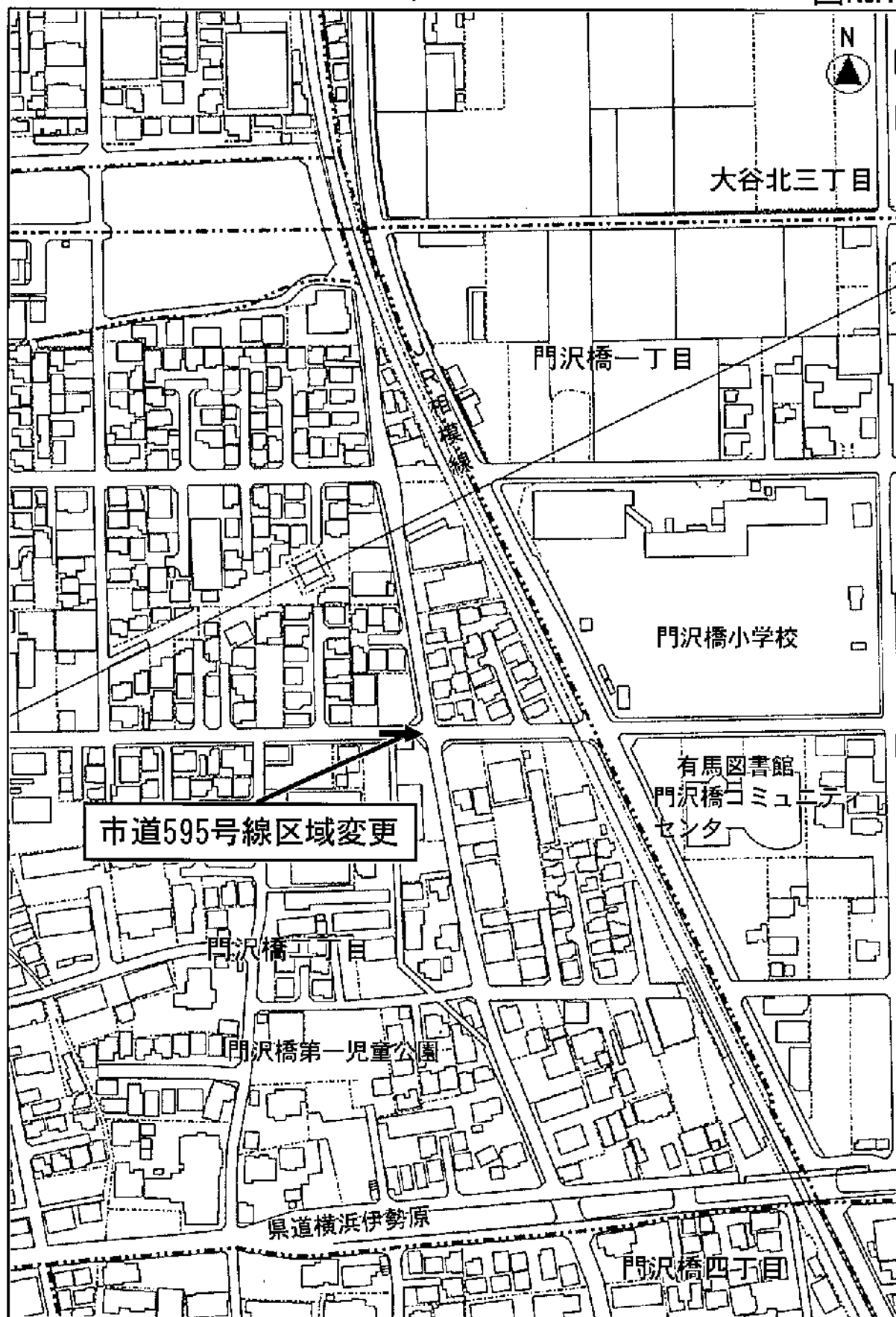
1…市区町村道1級

2…市区町村道2級

3…市区町村道その他

案内図

図No.1





海老名市教育委員会告示第14号

海老名市教育委員会令和8年9月定例会を次のとおり招集したので告示する。

令和8年9月17日

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康



- 1 開催日時 令和8年9月25日（金） 午後3時00分
- 2 開催場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 付議事件
 - ・ 海老名市教育委員会非常勤特別職（教育支援センター運営協議会委員）の委嘱について
 - ・ 令和8年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について
 - ・ 海老名市学校施設再整備計画の将来像について

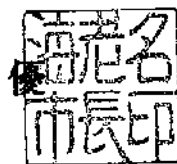


狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物愛護センターに届け出て引取って下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和8年9月17日

海老名市長 内 野



- 1 収容日 令和8年9月15日
- 2 収容（引取）期限 令和8年9月24日
- 3 引渡場所 神奈川県動物愛護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463 (58) 3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体 格	性別	抑留した場所 収容	時 間	首輪有無 色
1	犬 他 猫	雑種	白	大, 中, 小, 幼	牡・牝	海老名市下今泉	14:35	有 無 有 無
								有 無
2	犬 他 猫			大, 中, 小, 幼	牡・牝		:	有 無
3	犬 他 猫			大, 中, 小, 幼	牡・牝		:	有 無
4	犬 他 猫			大, 中, 小, 幼	牡・牝		:	有 無
5	犬 他 猫			大, 中, 小, 幼	牡・牝		:	有 無